

補助限度額計算例

【スタート支援】

対象となる事業に要する経費から、他の補助金等を控除した額の90%または10万円のいづれか低いほうを上限。事業内容を審査した上で、予算の範囲内で補助金額を決定します。

これまでの計算方法

総事業費が150,000円、参加費徴収による事業収入が50,000円の場合

上限額：150,000円×90%=135,000円

135,000円>100,000円なので補助限度額は100,000円

総事業費	補助金	収入	団体負担額
15万円	－ 10万円	－ 5万円	= 0円

見直し後の計算方法

総事業費が150,000円、参加費徴収による事業収入が50,000円の場合

(150,000円-50,000円)×90% = 9万円

90,000円<100,000円なので補助限度額は90,000円

総事業費	補助金	収入	団体負担額
15万円	－ 9万円	－ 5万円	= <u>1万円</u>

【ステップアップ支援】

これまでの計算方法

総事業費が75万円、参加費徴収による事業収入が10万円の場合でステップアップ支援を受けるのが2回目の場合

75万円×70% = 52.5万円

52.5万円>50万円なので補助限度額は50万円

総事業費	補助金	収入	団体負担額
75万円	－ 50万円	－ 10万円	= 15万円

見直し後の計算方法

総事業費が75万円、参加費徴収による事業収入が10万円の場合でステップアップ支援を受けるのが2回目の場合

(75万円-10万円)×70% = 45.5万円

45.5万円<50万円なので補助限度額は45.5万円

総事業費	補助金	収入	団体負担額
75万円	－ 45.5万円	－ 10万円	= 19.5万円

茅ヶ崎市市民活動推進補助金交付要綱（抜粋）

（補助金額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民活動スタート支援補助金については、100,000円又は補助事業に要する費用（市民活動団体の事務所等の維持に要する費用、市民活動団体の運営に要する費用及び市民活動団体の構成員の会合に係る飲食費を除く。以下同じ。）の額から補助金等の額を控除した額の10分の9に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない額

(2) 市民活動ステップアップ支援補助金については、500,000円又は補助事業に要する費用の額から補助金等の額を控除した額の10分の8（市民活動ステップアップ支援補助金の交付を受けるのが2回目の場合は、補助事業に要する費用の額から補助金等の額を控除した額の10分の7。市民活動ステップアップ支援補助金の交付を受けるのが3回目の場合は、補助事業に要する費用の額から補助金等の額を控除した額の10分の6）に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか少ない額